

# 内の倉ダム操作規則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、内の倉ダムの操作について必要な事項を定めるものとする。

### (ダムの用途)

第2条 内の倉ダムは、洪水調節、かんがい用水の補給、上水道用水の供給及び加治川沿岸地区土地改良施設の管理用発電（以下「管理用発電」という。）をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

### (洪 水)

第3条 この規則において、「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒80立方メートル以上である場合における当該流水をいうものとする。

### (洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 洪水期間毎年6月15日から9月30日まで
- (2) 非洪水期間毎年10月1日から翌年6月14日まで

### (かんがい期間)

第5条 かんがい期間及び非かんがい期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) かんがい期間毎年4月1日から9月10日まで
- (2) 非かんがい期間毎年9月11日から翌年3月31日まで

### (水位の測定)

第6条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

### (常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高162メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

### (洪水時満水位)

第8条 貯水池の洪水時満水位は、標高166.5メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

### (最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高130メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高162メートルから標高166.5メートルまでの容量最大420万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第11条 かんがい用水の補給は、標高130メートルから標高162メートルまでの容量最大1,800万立方メートルのうち1,690万立方メートルを利用して行うものとする。

(上水道用水のための利用)

第12条 上水道用水の供給は、標高130メートルから標高162メートルまでの容量最大1,800万立方メートルのうち110万立方メートルを利用して行うものとする。

(管理用発電のための利用)

第12条の2 管理用発電は、標高130メートルから標高162メートルまでの容量最大1,800万立方メートルを利用して行うものとする。ただし、かんがい用水の補給及び上水道用水の供給のための利用並びに下流既得用水に支障を与えないように行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第50条第1項の規定により置かれた管理主任技術者から、ダム及び貯水池の管理を引き継ぐこと。
- (2) 新潟県土木部河川管理課、東北電力株式会社北新潟技術センター、新潟地方気象台、加治川沿岸土地改良区連合その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (3) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (4) 洪水調節計画をたてること。
- (5) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備並びに予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第 15 条 局長は、流入量が毎秒 250 立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後毎秒 250 立方メートルに減少するまで毎秒 250 立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 16 条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 17 条 局長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 18 条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

2 局長は、前項の規定により洪水警戒体制を解除したときは、管理主任技術者にダム及び貯水池の管理を引き継がなければならない。

## 第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 19 条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 水位が洪水時満水位を超えるとき。
- (2) 水位が常時満水位を超えるとき。
- (3) 第 15 条の規定により洪水調節を行うとき。
- (4) 第 16 条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- (5) 第 17 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- (6) 第 22 条又は第 23 条の規定によりかんがい用水の補給又は上水道用水の供給のため放流を行うとき。
- (7) 第 24 条の規定により下流既得用水のため放流を行うとき。
- (8) 第 30 条の規定によりゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (9) その他特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第 20 条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第 21 条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量を超えないようにしなければならない。

- (1) 第 19 条第 1 号、第 2 号又は第 5 号の場合においては、流入量に相当する量
- (2) 第 19 条第 8 号又は第 9 号の場合においては、毎秒 80 立方メートル
- (3) 第 19 条第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号の場合においては、それぞれ第 15 条、第 16 条、第 22 条若しくは第 23 条又は第 24 条の規定に規定する放流量

(かんがい用水の補給のための放流)

第 22 条 局長は、かんがい期間において、かんがい用水の補給のため必要があると認める場合は、加治川第 1 頭首工及び加治川第 2 頭首工地点において必要な流量を確保できるようダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は最大毎秒 16.2 立方メートルを超えないものとする。

(上水道用水の供給のための放流)

第 23 条 局長は、上水道用水の供給のため必要があると認める場合、加治川第 1 頭首工地点において毎秒 0.35 立方メートルの流水を確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

(下流既得用水のための放流)

第 24 条 局長は、下流既得用水のため必要があると認める場合は、流入量の範囲内において必要な流量を放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 25 条 局長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条の規定に準じ、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 第 6 章 ゲート等の操作

(ゲート等の操作の方法)

第 26 条 ゲート等を操作してダムから放流を行う場合においては、オリフィスゲートの操作により行うものとし、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲートを操作して放流するものとする。

(クレストゲートの操作)

第 27 条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に開そくしておくものとする。

- (1) 前条の規定により、クレストゲートの操作により放流を行う必要があるとき。
- (2) 第 30 条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(オリフイスゲートの操作)

第 28 条 オリフイスゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に開そくしておくものとする。

- (1) 第 19 条各号の一に該当する場合においてダムから放流を行うとき。
- (2) 第 30 条の規定によりオリフイスゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

(放流管バルブ等及び放流管予備ゲートの操作)

第 29 条 放流管バルブその他のバルブは、第 19 条第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 2 放流管予備ゲートは、次条の規定により放流管バルブその他のバルブ又は放流管予備ゲートの点検又は整備を行う必要がある場合を除き、常に全閉しておくものとする。

## 第 7 章 点検整備等

(点検及び整備)

第 30 条 局長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。

- (1) ダム本体
  - (2) ゲート等
  - (3) ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
  - (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
  - (5) 監視のため必要な船
  - (6) 警報のため必要な車
  - (7) 第 3 号から前号までに掲げるものの操作のために必要な資材
- 2 前項の点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量から管理用発電の使用水量及び小放流バルブからの放流量を控除した値が毎秒 5.5 立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。
  - 3 局長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第 31 条 局長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

## 第 8 章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第 32 条 局長は、第 15 条の規定により洪水調節を行ったとき、第 16 条の規定により放流を行ったとき及び第 17 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の

- 年月日及び時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動
- (3) ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床変動の状況
  - (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
  - (5) その他特記すべき事項
- 2 局長は、前項に規定する場合を除き、第 27 条各号、第 28 条各号及び第 29 条各項のいずれかに該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第 33 条 局長は、第 30 条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第 31 条の規定により調査し又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第 34 条 局長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

## 第 9 章 雑 則

(細 則)

第 35 条 この規則を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。